# 東日本大震災における障害児者にとっての福祉避難所の検証 ―宮城県震災記録の分析―

Verification of the function of welfare evacuation centers for people with disabilities in the Great East Japan Earthquake —Analysis of Miyagi Prefecture earthquake record—

# 

1首都大学東京大学院人文科学研究科

Graduate School of Humanities, Tokyo Metropolitan University

2首都大学東京大学院人間健康科学研究科

Graduate School of Human Health Sciences, Tokyo Metropolitan University

The purpose of this study is to investigate the situation that disabled people were unable to use the welfare evacuation centers and to clarify how the facilities and the administration recognize problems of the welfare evacuation centers through analysis of the earthquake record which is stored in the Great East Japan Earthquake disaster collection in Miyagi Prefecture. As a result, it was found that the welfare evacuation centers for people with disabilities were the places that they didn't know the existence in the first place, the places they gave up to access, the places that they could not physically evacuate to, the places they could not to be referred to because of absence in the facilities and the administration were aware of problems such as shortage of manpower, mismatch of facility characteristics and evacuees, difficulties in dealing with directly evacuated persons, lack of supplies, difficulties in closing time, difficulties in communication by blocking means.

Key words : persons with disabilities, welfare evacuation centers, the Great East Japan Earthquake

### 1. 問題の所在

東日本大震災における障害者の被災実態がいまだに明 らかにされていない。

福祉避難所は、災害時、障害者を含む要援護者の防災 拠点となることが想定されているが、東日本大震災では、 障害者が福祉避難所を利用することは難しかったことが 指摘されている。

本研究の目的は、東日本大震災震災文庫に保存される 震災記録の分析を通して、障害者が福祉避難所を利用で きなかった状況を調査すること、そして、福祉避難所の 問題を運営側の施設、あるいは行政がどのように認識し ているかについて、明らかにすることである。

これまで、東日本大震災における障害者の避難所、福 祉避難所問題について、先行研究を全般的に概観してき た<sup>1)</sup>が、本研究は、より被災地に密着した資料の分析か ら、障害者にとっての福祉避難所の問題を把握すること を目的とした。

東日本大震災の被災3県のうち、今回本調査で取り上 げるのは宮城県である。宮城県は、障害者死亡率が全体 死亡率の1.92倍と、被災3県の中でもっとも高いことが 報告されている<sup>2)</sup>。この背景について、立木<sup>2</sup>は、身体障 害者施設への入所率が高いと障害者死亡率が低くなるこ ととの関連を指摘している。すなわち、立地が安全であ れば、施設入所の方が在宅で暮らすより災害脆弱性が低 くなることを示唆した。

それでは、在宅障害者はいかに避難したのか、あるい

はしなかったのか、彼らにとって福祉避難所はいかなる 存在であったか、また運営する施設、行政側が認識する 問題はどのようなものであったのかをみていく。

2. 研究方法

宮城県の震災文庫を訪問し、東日本大震災における障 害者の福祉避難所利用に関わる資料を収集した。訪問し た震災文庫は、東北大学、宮城県立図書館である。加え て、国立国会図書館震災アーカイブひなぎく、防災図書 館においても資料を収集した。

収集した資料の中から、障害者と福祉避難所の関係を 示すものをピックアップし、質的分析ソフト MAXQDA を用いて整理した。

#### 3. 結果

(1)宮城県における障害者の被災状況

宮城県における障害者の被災状況に関する記述を集め、 整理すると、次のような被災状況が浮かび上がってくる。 ①一次避難所に障害者がいない

仙台市障害者福祉協会の記録によると「JDF みやぎ支援センターが一般避難所を訪問して実施した避難している障害者のニーズ調査では、仙台市の場合、沿岸部の障害者数が22789名であるのに対し、平成23年7月15日現在で44名の障害者しか確認できなかった。」<sup>3)</sup>。 ②自宅にて被災

同協会の記録によると「当協会が震災直後から実施し

た会員等に対する安否確認では、一般避難所に避難して いる障害者は非常に少なかった。ほとんどの障害者は、 在宅での生活を選択していた。」<sup>3)</sup>「今回の震災で、危 険や不安、不便の中で、地域の指定避難所へ避難するこ とさえできずに、自宅に留まるしか方法を持たない多く の在宅障害者がいることが浮き彫りとなった」<sup>3)</sup>。「障 害のある人は壊れかけの自宅で余震にふるえじっと耐え て、救援を待っていた。」<sup>4)</sup>

これらの記述から、障害者の多くが自宅で被災してい ることがうかがわれる。

それでは、なぜ、障害者が福祉避難所に避難できなかっ たのであろうか。

(2)障害者にとっての福祉避難所一近づけなかった福祉避 難所一

震災記録からは、障害者にとって、福祉避難所は近づ くことの難しい場所であったことが示された。その背景 を整理すると次のようになる。

①そもそも福祉避難所を知らない

そもそも障害者に福祉避難所が存在するという情報が 届いていなかった。また当事者だけでなく、行政担当者 や福祉関係者も知らない場合があった<sup>355677</sup>ことには注 意する必要がある。それほど、福祉避難所の情報が世間 に周知されていなかったことを意味するからである。 ②はじめから「避難所には行けない」と諦める

障害者の中には、集団生活が困難であるとして、はじ めから指定避難所への避難を躊躇し、自宅で過ごしてい たケースが多かった<sup>7</sup>。

③避難できない

いざ、避難所に避難しようと思った場合にも、障害者 が避難行動をとるには、周囲の助けが必要となる。その 助けを得ることができずに、避難できないケースがあっ た。「重度障害者や介護等を要する単身生活者にとって は、一時または指定避難所まで避難すること自体が難し いというのが現状です。現行の福祉避難所でも、あくま で避難されてきた方を受け入れる施設となっており、避 難困難者の支援を行う機能までは残念ながら備えており ません。」<sup>3)</sup>

加えて、人工呼吸器、吸引器、その他の医療機器を必要とする場合は、さらに当事者のみの避難が難しく、誰 かの助けが必要である。その助けを得ることができず、 避難できないケースもあった<sup>9</sup>。

さらに、東日本大震災は平日の午後に地震が起き、家 族が仕事に行って家にいない時間帯であったため、要援 護者を避難させることできる人が制限された。

④環境の悪さから、一次避難所を出て行く かろうじて一次避難所に避難してきた障害者が直面し

たのは、バリアだらけの環境であった。このことは多く の資料によって指摘されている。特に共通して語られた 困難がトイレの問題<sup>8</sup>であった。また、他の一般避難住 民とのトラブルも報告されている<sup>3)</sup>。

このほか、内部障害や発達障害、精神障害など外見からは障害の有無が分からない避難者への配慮が行き届かず、自宅に戻らざるを得なかったケースもあった<sup>7)</sup>。

このように、一次避難所の劣悪の環境から、避難所か ら出て行き、被災した自宅に戻ったり、車中泊をしたり、 親戚の家に身を寄せるケースも多かった。

⑤一次避難所にいないが故に福祉避難所へつながらない

二次避難所としての福祉避難所は、巡回する保健師に よって、一次避難所で過ごすには問題があると判断され た場合に利用できる仕組みになっていたために、一次避難所にいられなかった障害者が、福祉避難所につながらないという事態が生じた <sup>7)</sup>。

⑥福祉避難所に受け入れ拒否される

指定された福祉避難所は高齢者施設が多く、障害者の 施設が少なかったゆえに、障害者の受け入れが制限され ることがあった。宮城県の福祉避難所となった施設の種 別としては、高齢者施設が 100 か所を超えて全体の 2/3 以上を占めたのに対し、障害者施設は 10 か所程度と少数 であった<sup>5)9</sup>。仙台市においても、協定を締結していた施 設の多くは特別養護老人ホーム、老人福祉センターなど の高齢者施設であり、実際に開設された 26 の福祉避難 所のうち 22 が高齢者施設であった。このことから、高 齢者の受入れについては一定の対応ができたと考えられ る一方で、障害者の受入れは障害者福祉センターに限定 されたため、受入人数に限りがあった。特に知的・精神 障害者、医療依存度の高いケースの受入体制が不十分で あった<sup>6)7</sup>。このほかにも、福祉避難所で高齢者の入所が 優先された記述が見受けられる。

その他、食料などの余裕が無く、ベットも寝室も無い ため受け入れを断られるケースもあった<sup>3)</sup>。

(3)「障害者にとっての福祉避難所」についての考察

震災記録からは、以上のように、障害者にとって福祉 避難所がいかに近づくことの難しい場所であったかがう かがわれる。

特に問題とされることの多かったのは、福祉避難所の 周知の問題である。福祉避難所の周知は、繰り返される 問題で、直近では、最大震度7を観測した2018年9月6 日の北海道胆振東部地震においても、札幌市が福祉避難 所を開設しながら公表していなかったため、市民から問 い合わせが相次いだことが報道された。札幌市は「安全 が確認できない中、人が集まって混乱するのを避けるた め」と説明している<sup>10)</sup>。当事者も、行政担当者も、福祉 関係者も知らないという実態は、福祉避難所が機能を発 揮するか否か以前の問題である。どの程度福祉避難所に ついてのアナウンスがされたか、されないとしたら何故 か、アナウンスされないことでどのようなことが起きた か、福祉避難所の情報の有効な伝え方については、検証 する必要があろう。

また、二次避難所としての福祉避難所という仕組みに ついても、疑問が投げかけられた。そもそも一次避難所 に避難すること自体が困難な要援護者に、一次避難所を 経ないと福祉避難所に避難できないという仕組みに問題 があるのではないだろうか。福祉避難所への直接避難に ついて検討が必要であろう。

避難所や福祉避難所の環境問題に注目がいきがちであ るが、要援護者にとっては、そこに行き着くまでの避難 がまず第一の問題であり、どのように避難するのかとい う問題に最初の課題があろう。近所や町内会などとの日 ごろからの関わりが大切、と簡単に言い放つことはでき ない。どのようにして関わりをもつのか。障害者がいか に地域の中で包摂されて生きていくかという問題である。

施設と避難者の特性のマッチングについても課題が残 っている。東日本大震災においては高齢者の施設が多く、 障害者施設が圧倒的に少なく、高齢者施設に障害者が受 け入れられない事態が生じた。地域における要援護者の 特性と、福祉避難所の特性のマッチングが必要となろう。

(4) 運営する側の施設、行政が認識した福祉避難所の問題

#### ①マンパワー不足

福祉避難所開設・運営マニュアルでは受け入れ対象者 は、原則として常時介護を要しない在宅の高齢者、障害 者等であったが、実際は介護度の高い人を避難者として 受け入れた<sup>3</sup>ことにより、施設職員の疲弊は深刻であっ た。施設の職員が避難者の特性に応じた専門的な介護技 術を持っているとは限らないからである<sup>3)5)6)</sup>。また、外 部からの支援者に専門的な技術や知識がない場合は、施 設職員がそれを伝達する必要があり、職員は逆に疲弊を 強めたこともあった<sup>11)</sup>。

また、職員自身も自宅が被災しているにも関わらず、 避難者のために出勤してきており、その葛藤は心身の負 担を強めていった<sup>11)</sup>。

通所施設ゆえの困難もあった。通所施設が福祉避難所 となった場合、「24 時間の勤務体制がない。そのため、 夜勤にあたる職員には例外的なシフトを強いることとな ったが、そもそも家庭状況等から夜勤ができない職員も おり、結果的に限られた職員で夜勤対応しなければなら なかった。」<sup>5)</sup>

また、3月下旬になると、他の所属から応援に入って いた職員の担当業務が再開し、人員の確保がさらに困難 になってくる避難所もあった。また、慣れない夜勤業務 を含め、連日の24時間体制の避難所業務により、日毎に 職員の疲弊も増していった<sup>5</sup>。

このように、福祉避難所のマンパワー不足は深刻化していった。そのために支援者の派遣が行われたが、それについては以下の問題が挙げられていた。

全国から人材派遣の希望があったが、それをコーディ ネートするシステムがないことはかえって混乱をきたす 場合があった<sup>11)12)</sup>。例えば全国からボランティアの希望 の電話がかかってきてかえって混乱したり、ボランティ アの宿泊施設を探したり、安定したボランティア体制と ならずに平日になるとボランティアがいなくなってしま うなどの事態が起きた。したがって、ボランティアや人 材派遣のコーディネートを外部団体が引き受けてくれた 時には非常に助けられたと言う<sup>11)</sup>。

人材派遣の財政負担についても混乱があった。厚生労 働省が災害救助費を適用したことで、福祉避難所として 指定された施設に対しては避難者 10 人につき 1 人の割合 で全国から職員を派遣し、その宿泊費、交通費を救助費 の対象にした。ところが、福祉避難所に指定されていな い施設の場合は、厚生労働省に電話しても答えが出なか った。4 月 15 日になって、福祉避難所の場合は 10 人に 1 人の割合で人件費と交通費、宿泊費に災害救助法を適用 するが、それ以外の施設間の人材派遣協力については、 交通費と宿泊費を災害救助費から出し、人件費は派遣を 受けた施設が払うことになった。その後、宮城県の場合 は、災害救助費の適用を上手くつかえるようになったが、 その間、人材派遣の財源負担について混乱があった<sup>11)</sup>。

また、地域特性として、外部からの援助を受け入れに くい土地柄であり、ボランティアの希望が入ることでか えって負担になる場合もあった。外部ボランティアが来 ても現場の職員がどう対応していいのか戸惑ってしまう 場合もあった<sup>11)12</sup>。

②福祉避難所に受け入れる要援護者の振り分け

福祉避難所の施設職員の専門性と避難者の特性をマッ チングさせずに、受け入れ要請がくるため、避難者の特 性と関係なく受け入れる事態が生じた。例えば、障害者 福祉施設には、身体、知的、精神障害を専門とする職員 が配置されているが、避難してきたのは、介護度の高い 高齢認知症の高齢者が最も多く、高齢介護を専門とする スタッフが決定的に不足している施設においては、その 対応には大変苦慮した<sup>3)5007</sup>。あるいは、医療的ケアが 必要な人については、本来、病院で受け入れられるべき であるが、入院を必要としない等、症状が軽度な方を福 祉避難所で受け入れる時の対応をどのようにするかとい う問題も生じた<sup>5)</sup>。

したがって、行政から受け入れ要請を出す段階で、要 援護者の状態により適した施設に振り分けを行うことが できると、施設にとっても要援護者にとってもより良い 受け入れ環境を整えられる<sup>50</sup>。しかし、例えば行政から 受け入れ要請時に提供された避難者の情報と、実際が一 致していないことも多く施設側に戸惑いが生じるという 事態も起きた<sup>50</sup>。

また、そもそも福祉避難所に受け入れる要援護者の定 義が曖昧で、併設施設が一般市民が利用できる施設であ ると、その人たちも福祉避難所に避難してきて、本来で あれば福祉避難所で受け入れるようなケースでなくても 受け入れる状態も生じた<sup>5</sup>。

③直接避難の要望への対応の苦慮

福祉避難所は二次避難所の位置づけであり、一次避難 所での避難生活が困難であると認められた時に、福祉避 難所に入所、避難するという流れになっている。しかし、 施設は、要援護者やその家族、また支援機関等から、福 祉避難所は直接利用できないのか、また利用するために はどのような手続き等が必要かという問い合わせを多く 受け、これらへの対応に苦慮した<sup>3)6)7)</sup>。ただ、運用見直 しは簡単ではなく、「一般の避難所のように避難者であ ふれかねない」と、自治体の「直接避難」に対する姿勢 は慎重である<sup>6)</sup>。

福祉避難所への避難経路は、今後の重要検討課題である。

#### ④物資の不足

開設から 1 週間ほどは、ほとんどの福祉避難所で常に 物資が不足しており、特に食料については深刻な状況で あった。入所施設ではない施設では、食材の備蓄がほと んどなく、また例えば仙台市からの支援物資についても 初期はほとんど供給されなかったため、職員が交代で買 い出しに並ぶところもあった<sup>50</sup>。

指定避難所への食料等の物資配送については自衛隊の 物資配送ルートが確立されたが、福祉避難所や障害者支 援施設はそのルートに含まれておらず、そのため、健康 福祉局が物流がおおむね回復する3月末まで、物資集配 拠点から食料や水、衛生用品等の必要物資を調達し、障 害者支援施設に配送した<sup>7)</sup>。

また町村と協定を結んだ施設のみが、物資の配給を受 けることができるので、協定を結んでいない施設は支援 体制が準備されていなかった<sup>6)</sup>。特に、入所施設は、一 般の指定避難場所ではないが、自力で移動することが困 難な利用者が多いなど緊急時に要支援度が高い施設であ ることに加え、地域の避難所化することもあるので重要 である<sup>9)</sup>。

施設によっては、遠方の施設と協定を結んでおり、施 設同士の連携で物資を調達したところもあった<sup>77</sup>が、緊 急通行車両の指定が受けれないために、高速道路を通行 できなかったり、交通規制区域に入れないなどの事態が 生じた。警察からは関係団体間での物資輸送や障害者の ための物資の場合は指定出来ないとの説明があったとい う<sup>30</sup>。

またガソリンの不足が深刻で、福祉車両を移動手段と

している場合は死活問題となるので、福祉車両の優先的 配給を望む声が非常に多かった<sup>3)6)11)</sup>。 ⑤閉所時期が見えない

福祉避難所をいつ閉所するのか。例えば、仙台市では、 4 月に入っても、仙台市からは、いつまで避難所を継続 するか(いつ閉所するのか)についての指示はなかった <sup>5)</sup>。福祉避難所の運営期間は施設側では決定できなかっ た。本来のサービスの休止に伴い、避難所の開設期間は、 従来その施設で提供している福祉サービスが実施できな いという問題が生じていた。現に生活介護事業など全て のサービスが実施できず、利用者は約 50 日間に亘り自 宅待機を余儀なくされた<sup>3)</sup>。そのため、自立(機能)訓 練利用者の健康面の問題が心配され、また家族の負担、 職員の心身の負担も増していった<sup>3)5007</sup>。福祉避難所が 長期化する場合は、通常のサービスと福祉避難所が同時 進行できるよう人的配置も含めて今後検討する必要性が あげられていた<sup>3)</sup>。

また、福祉避難所の開設に伴い、本来の業務を停止し ていたために、施設の運営には経済的に大きな打撃を与 えることになった<sup>3)5)</sup>。福祉避難所の運営経費として仙台 市に請求できる経費は、従事した職員の人件費(社会保 険料は除く)や避難者へ提供した食料、消耗品の購入費 や燃料費等、福祉避難所を運営するための直接経費のみ であり、その他の施設運営費は除外された。老人福祉セ ンター及び障害者福祉センターについては、除外された 経費を仙台市からの指定管理料から支出することを認め られたが、介護保険収入を財源としているデイサービス センターは、補てんする手段がなかった<sup>5)</sup>。 ⑥連絡が取れない

通信手段(固定電話、携帯電話、FAX、テレビ、イン ターネット)が遮断され、県、地方機関、関係機関、施 設、避難所、保護者の間の情報収集ができない事態に陥 った。県は支援要望を把握できず、機能を発揮できなか った<sup>305(6)911)12)13)</sup>。

また行政から通知が出されても、それが現場に伝わっていないなどの事態に陥った<sup>11)12)13)</sup>。

非常用無線など、災害時の通信連絡手段の確保が喫緊 の課題である。

(5)「運営する側の施設、行政が認識した福祉避難所の 問題」についての考察

マンパワー不足や物資不足の問題、あるいは連絡が取 れないこと等は、全般的な先行研究のレビュー<sup>1)</sup>におい ても強調されており、被災県に共通して問題とされてい たものと考えられる。福祉避難所に指定された施設の特 性の偏り、それによる避難者の受け入れ制限については、 他の被災県の状況との比較を行っていきたい。また(3)で も述べたが、福祉避難所への避難経路については、あく まで二次避難所とするのか、大きな課題である。

## 引用文献

- 1) 中川 薫・山本美智代(2017)「「障害者が避難所にいない-東日本大震災における避難所、福祉避難所の課題に関する既 存の知見の体系化-」」『地域安全学会梗概集』41.,57-58.
- 2) 立木茂雄(2013)「高齢者、障害者と東日本大震災:災 害時要援護者避難の実態と課題」『消防科学と情報』 111,7-15.
- 3) 仙台市障害者福祉協会(2013) 『ともに、前へ 仙台 東日本 大震災の取り組み記録』

4)水谷真(2011)「障害者は避難所に避難できない 見直しを迫られる避難所と災害時要援護者支援のあり方」『教育と文化』 65,91-101.

5)仙台市社会福祉協議会(2012)『東日本大震災活動報告書』

- 6)被災地障がい者センターみやぎ(2013)『ありがとう。そして、 これから~被災地障がい者センターみやぎの活動~』
- 7) 仙台市(2013) 『東日本大震災 仙台市震災記録誌~発災から1 年間の活動記録~』
- 8)藤野好美・細田重憲(編)(2016)『3.11 東日本大震災と「災害 弱者」 避難とケアの経験を共有するために』生活書院.
- 9) 宮城県保健福祉部(2012) 『東日本大震災~保健福祉部災害対 応・支援活動の記録』
- 10)NHK ニュースおはよう日本 2018.9.19 放映
- 11)宮城県知的障害者福祉協会(2012)『東日本大震災の記録 どう決断し どう行動したか〜福祉現場・葛藤の果てに〜』
- 12)特定非営利活動法人全国コミュニティライフサポートセンタ ー(2012)『震災における要援護者支援のあり方に関する調査 研究事業報告書』平成23年度厚生労働省老人保健事業推進費 等補助金 老人保健健康増進等事業.
- 13) 厚生労働省(2012) 『厚生労働省での東日本大震災に対する対応について(報告書)』
- ※本研究は科学研究費補助金(課題番号 18K0206700)を受けて実施した。